

杉並区児童相談所設置運営計画 (第4版)

令和7年9月

杉並区

目次

はじめに 経緯・計画の位置づけ	2
第1章 杉並区児童相談所運営基本方針	4
第2章 児童相談所設置後の児童相談体制	6
第3章 施設整備	13
第4章 人材確保、育成と組織体制	16
第5章 相談の流れ	22
第6章 一時保護	27
第7章 社会的養護	34
第8章 児童相談システム	36
第9章 施設運営	37
第10章 児童相談所設置に伴い移管される事務について	38
第11章 その他	40

はじめに 経緯・計画の位置づけ

1 経緯

杉並区では、平成9年に子ども家庭支援センターを設置し、子どもと家庭の相談に積極的に対応してきました。また、平成17年からは、子ども家庭支援センターで児童虐待対応を開始するとともに、要保護児童対策地域協議会を設置し、地域の関係機関と連携した支援を実施してきました。

こうした中、区民や関係機関の児童虐待に対する認識の高まり等により、虐待等の通告件数が急増したため、平成29年度に、子どもやその保護者等が身近な地域で相談しやすい環境を整えるため、連携する保健センターの管轄区域を考慮し、区内を荻窪・高円寺・高井戸の3地域に分け、各地域を管轄する子ども家庭支援センターを整備することとしました。これにより、平成31年4月に高円寺子ども家庭支援センター、令和4年4月に荻窪子ども家庭支援センター、令和5年4月には高井戸子ども家庭支援センターを開設しました。

一方、平成28年6月の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所が設置できるようになりました。区が児童相談所を設置することで、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となるとともに、区が設置主体である保健所と連携して保健福祉施策全般にわたる総合的なサービスが可能になります。このため、区では平成28年7月に杉並区児童相談所設置等に関する検討委員会を設置し、児童相談所の設置に向けた検討を進め、区立の児童相談所を令和8年度に整備することとしたものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、児童福祉法第59条の4第1項に基づき区立児童相談所を設置するにあたり、基本的な考え方や準備状況等をまとめたものであるとともに、開設後の区立児童相談所の運営及び児童相談体制の基本的な指針となるものです。

3 計画の更新

本計画は、令和5年度施行のこども基本法に基づく国、都の動向や、令和6年度施行の改正児童福祉法の内容、今後の庁内検討及び東京都との協議等を踏まえ、必要に応じ更新、公表をしていきます。なお、今後の更新時期及び内容は、以下を予定しています。

〈更新時期及び内容〉（予定）

第一次（令和5年1月）

基本・実施設計に必要な事項及びこれまでに検討してきた内容

第二次更新（令和5年10月）

児童相談所設置市事務の所管及びスケジュール、第一次更新以降検討した内容等の反映

第三版（令和6年10月）

児童相談所業務のうち、フォスタリングや医学業務など事業委託をする業務及び東京都と協議するために必要な事項、第二次更新以降検討した内容等の反映

第四版（令和7年8月）児童相談所設置後の児童相談体制、児童相談所・一時保護施設の支援の考え方（支援マニュアルの方向性を示すもの）、第三次更新以降検討した内容等の反映

最終更新（令和8年3月）

第1章 杉並区児童相談所運営基本方針

1 基本方針（目指す姿）

平成28年の児童福祉法の改正により、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが法に位置付けられ、そのうえで、国民、保護者、国、地方公共団体がそれを支える形で、子どもの福祉が保障される旨が明確化されました。

区は、児童相談所を設置し、児童福祉法の理念に則り、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」※の実現を目指します。※杉並区基本構想子ども分野の将来像

2 基本方針の実現に向けて

基本方針の実現に向けて、区は以下のとおりに取り組みます。

- （1）児童相談所は、支援が必要な子どもに会い、子どもの声をしっかりと聞き、支援の方針を策定する。
- （2）児童相談所は、専門性の向上に努め、家族が主体的に子どもの安全を創っていけるよう支援を行うとともに、里親、児童養護施設等と連携して社会的養護を必要とする子どもへの支援を、同様の考えのもと実施する。
- （3）児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センターが適切な役割分担の下、強力に連携して迅速かつ的確な児童虐待対応を図る。
- （4）子ども家庭支援センター及び保健センターの児童虐待の早期発見・未然防止の取組を推進し、一時保護等に至るケースの重篤化を防ぐことで、機動的に対応できる児童相談所をつくりあげていく。
- （5）保育園、学童クラブ、学校、児童養護施設等の関係機関による要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、地域全体で子どもを見守り支援するとともに子どもの声に耳を傾ける環境づくりに取り組んでいく。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|---------|--|
| 令和6年10月 | 区立児童相談所設置後における区と都の連携体制等について、東京都との事前協議を開始 |
| 7年 8月 | 国に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市(区)」の政令指定を要請 |
| 8年 6月 | 区議会に、児童相談所設置条例案、一時保護施設の設備及 |

び運営に関する条例案及び登録一時保護委託の基準に関する条例案を提出

8年11月 区立児童相談所及び一時保護施設開設

4 管轄区域

本区の行政区域全域を杉並区児童相談所の所管区域とする。

※杉並区の現状（令和7年4月1日）

人 口 579,634人

児童人口 71,123人（住民基本台帳18歳未満）

世帯数 336,880世帯（住民基本台帳）

面 積 34.06km²

杉並区の位置

杉並区は東京都23区の西側にあり、一般に「城西地区」と呼ばれ、東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と隣り合っています。



第2章 児童相談所設置後の児童相談体制

1 基本的な考え方

（1）これまでの児童相談体制

児童虐待相談件数の増加及び虐待対応に迅速に対応できるよう、令和2年4月に、子ども家庭支援センターで実施していたひとり親家庭への支援事業を子ども家庭部管理課へ、母子保健事業及び子育て支援事業の一部を地域子育て支援担当課へ移行した。また、地域子育て支援担当課では、子育て支援事業や教育・保育施設の利用等の相談・助言を行う子どもセンターもあわせて所掌することとなった。

さらに、児童青少年課では子どもを遊ばせながら子育ての悩みを話すことができ、地域の子育て支援サービスの利用相談と情報提供を行う、子ども・子育てプラザの設置を進め、地域における子育て支援体制の充実を図っている。

保健センターでは、出産・子育て相談支援事業（ゆりかご事業）を通して、妊娠期から保健師等の専門職がかかわり、妊娠から子育て期の切れ目のない支援を図っている。また、こうした支援をする中で把握した、特に支援を要する「特定妊婦」、虐待予防等のため支援を要すると判断した未就学の「要支援児童」について、継続した支援を行うとともに子ども家庭支援センターと情報共有を図っている。

障害者施策課児童発達相談係では、発達に課題がある未就学の児童の相談を受け、支援が必要な児童を療育などにつなげる支援をしている。また、障害者施策課障害福祉サービス係では、身体障害者手帳や愛の手帳を所持している児童で障害福祉サービスや障害児通所支援の利用が必要な児童の相談支援を行っている。障害者施策課で、児童虐待が疑われる児童等を把握した場合は、子ども家庭支援センターや保健センターと情報共有し、役割分担をしながら支援を行っている。また、子ども家庭支援センターで支援する家庭の児童で、療育や障害福祉サービスが必要と思われる児童を、障害者施策課へつなげるなどの連携を図っている。

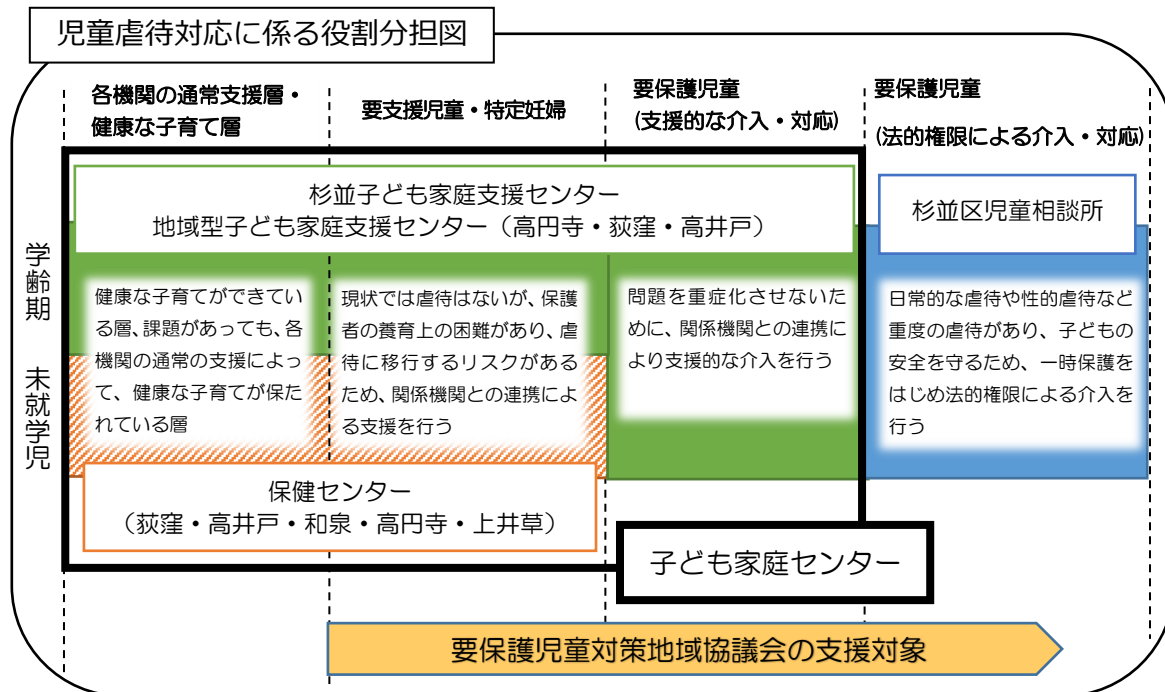
済美教育センターでは、学校等における児童（小学生・中学生）の悩みや心配事などについて、その保護者、本人および関係者の相談を受けている。相談を受ける中で、子ども家庭支援センターの支援も必要と思われる児童については、情報を共有し連携して対応を行っている。

このように、児童を対象にする業務所管において、それぞれ相談支援を行っているが、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のもと情報共有を図るなど、連携による児童相談体制を構築している。

（２）児童相談所設置後の児童相談体制

児童相談所の主な業務は児童福祉法第12条に規定されており、国の示す児童相談所運営指針（こ支虐第164号令和6年3月30日こども家庭庁支援局長）においても、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずることとされていることから、区立の児童相談所は、求められる役割を十分に発揮できるよう、独立した行政機関として整備を行う。

区で受けている児童相談は、引き続きそれぞれの所管が相談を受け、必要に応じて連携をすることを基本とするが、児童虐待対応について、児童相談所と子ども家庭支援センター・保健センターの役割分担をより明確にし、これまで以上に迅速丁寧な対応を行うとともに、予防機能を一層強化した児童相談体制の実現を目指していく。



《児童福祉法第12条等で規定されている児童相談所業務》

- ① 児童に関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応ずること
（養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談）
- ② 必要な調査並びに医学的、心理的、教育学、社会学的、精神保健上の
判定を行うこと
- ③ 調査又は判定に基づき必要な指導を行うこと
- ④ 児童の一時保護を行うこと
- ⑤ 施設入所等の措置を行うこと

《児童福祉法第10条の2で規定されているこども家庭センター（子ども家庭支援センター及び保健センター）業務※》

- ① 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握
 - ② 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供
 - ③ 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと
 - ④ 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らして、包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童とその他の者に対してサポートプランの作成、その他の包括的な支援を行うこと
 - ⑤ ①～④に掲げるもののほか、子ども及び妊産婦の福祉に関し、家族その他につき必要な支援を行うこと
- ※杉並区子ども家庭センター運営要綱（杉並第 69947 号）において、子ども家庭支援センターと保健センターの母子保健機能の一体的な運営を子ども家庭センターと位置付ける

2 各組織の役割

（１）児童相談所

児童相談所は、児童相談所運営指針を踏まえ、児童福祉司、児童心理司、一時保護施設職員及び医師、弁護士等を配置し、子どもや家庭のあらゆる相談の内、児童相談所が持つ専門的な知識及び技術を要する相談、子どもの安全を守るための一時保護、施設入所措置、里親委託等の法的権限を伴う業務等を子どもの最善の利益のもと実施する。

児童相談所の設置に向けて、児童福祉法の改正等を踏まえ、次のことに取り組む。

- ・児童福祉法第 33 条の 3 の 3、意見聴取等措置の規定に基づき、在宅指導や施設入所等措置、一時保護の決定時等に、あらかじめ年齢や発達の状況等個別の状況に応じた子どもの意見の聴取の機会を適切に設ける。また子どもの意見聴取に際し、アドボケイター（意見表明等支援員）の導入を図る。また、意見表明等支援員の養成に取り組む。
- ・家庭養育優先原則の実現に向け、養育家庭制度の普及啓発や、里親関連業務（フォスタリング業務）、里親及び里親に養育される児童の相談・援助に取り組み、社会的養育の推進を図る。
- ・区内の児童養護施設等と連携し、入所児童やケアリーバーから意見を聴きながら、社会的養護自立支援拠点の課題など、社会的養護経験者の自立支援の取組を推進する。
- ・親子再統合支援事業（親子関係再構築支援）は、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」の、＜親子関係再構築支援の

種類＞を念頭に、親子分離となった家族、ともに暮らす親子のそれぞれに対して支援する。

＜親子関係再構築支援の種類＞

- 分離となった家族に対して
 - ① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援
 - ② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援
 - ③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供
- とともに暮らす親子に対して
 - ① 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援
 - ② 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援
 - ③ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援（アフターケア）

出典）社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン（平成26年3月）

- ・児童相談所は、子どもの権利を守る場所であり、子どもが自ら助けを求められる場所であることを、子どもに向けて積極的に周知していく。

（２）子ども家庭センター

子ども家庭支援センターの児童福祉機能と保健センターの母子保健機能が連携して、子ども、子育て世帯、妊産婦に一体的支援を行う体制を、子ども家庭センターとして位置づける。

① 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、児童相談所設置後も、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、地域のネットワークの中核を担い、区の児童虐待の未然防止、早期対応による重篤化の防止に強力に取り組む。

子ども家庭支援センターは保健センターと連携し、「こども家庭センターガイドライン」を踏まえ、一般の子育ての総合相談から子ども虐待事例の在宅支援及び虐待発生予防を主とした支援を担うことを基本とする。

なお、区民が相談しやすい環境とするため、高円寺、荻窪、高井戸地域を所管する3つの地域型子ども家庭支援センターにより、遅滞なく、適切に対応する体制を維持する。

杉並子ども家庭支援センターは、各子ども家庭支援センターを統括する基幹的機能を担う。

各子ども家庭センターの主な業務は以下のとおりである。

ア 杉並子ども家庭支援センター

- ・子どもと家庭の総合相談（ゆうライン）の実施
- ・子ども家庭支援センター全体のケースの進行管理
- ・ケースワーカーを対象にした計画的な研修及びスーパーバイズの実施
- ・心理職員、保健師を配置し、地域型子ども家庭支援センターのケースワークや支援方針に対する心理及び保健の視点からのアセスメント等の実施
- ・要支援・要保護児童又は特定妊婦を対象とする家庭支援事業（ショートステイ等）の実施
- ・要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関向け研修の実施
- ・現行の子ども家庭相談システムの管理、統括

イ 地域型子ども家庭支援センター（荻窪、高円寺、高井戸）

- ・所管する地域における児童虐待に関する相談、通告受理と個別支援
- ・要保護児童・要支援児童（学齢期以降）の調査、訪問等の相談支援及び進行管理等の実施
- ・保健センターとの連携による特定妊婦及び要支援児童（就学前）対応
- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議地域部会の開催等による関連機関との連携及び地域における見守りができる環境の整備

② 保健センター

保健センターは母子保健業務の中で、子どもの養育に困難が予測される妊婦について、虐待予防の視点を持って安全な出産と育児を支援しており、また母子保健活動の機会を通じて、リスク要因がある家庭に無理なく関わることができることから、平成27年7月より「特定妊婦」、「未就園児の要支援児童」の進行管理機関となっている。妊娠期からの虐待予防の取り組みは重要性を増しており、児童相談所設置後も引き続き「特定妊婦」、「未就園児の要支援児童」の進行管理機関とする。

各保健センターに配置されている、児童虐待予防調整担当係長は特定妊婦及び未就学の要支援児童の進行管理を統括する。

子ども家庭支援センターとのケースの共有、支援方針等の確認・協議を行うため、保健センターごとに援助方針会議を開催し、母子保健と児童福祉の切れ目のない支援ができる体制を継続する。

3 関係機関等との連携

（１）庁内関係部署

区では、子どもと家庭に関わる部署が協力して、その役割に応じて子どもと家庭の支援を行っている。そういった中で、虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等を発見した場合は、要保護児童対策地域協議会の下で情報を共有し、連携をして対応する。

（２）医療機関

児童虐待の早期発見・通告につながるよう、児童虐待発見の着目点や、児童虐待の発見事例などの情報提供を行うなど、医療機関との連携強化を図る。

（３）警察

国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急対策を踏まえ、虐待による外傷がある場合などについて情報の共有を図るなど、警察との連携強化を図る。

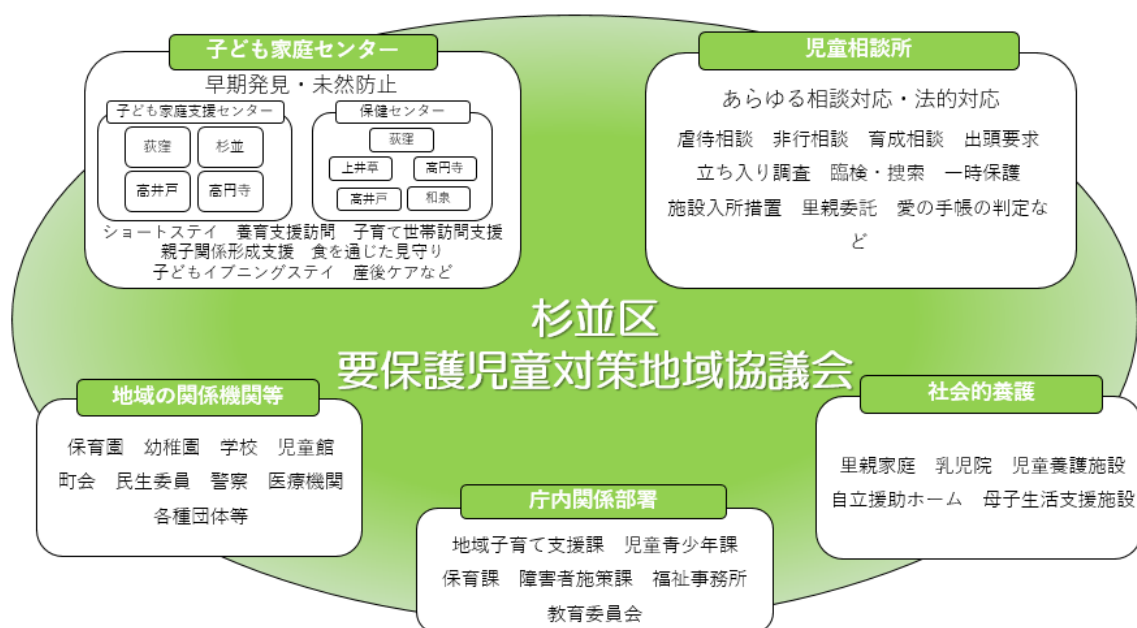
面前DVを伴う家族間トラブルの110番通報、子どもの安全を確認するための立入調査や臨検捜索、身柄付通告等に適切に対応できるよう、児童相談所開設前から警察と十分な調整を図る。

（４）区内の乳児院、児童養護施設、里親等

区内の乳児院、児童養護施設、里親や地域で子育て支援を行っている民間事業者等との連携を深め、施設や養育家庭等で生活する児童や地域で生活する要保護児童等が必要な支援の構築に努め、ソーシャルワーク機能の充実を図る。

（５）地域の関係機関・団体等

地域における見守り機能を強化するため、保育園、幼稚園、学校、児童館、子ども・子育てプラザ等との連携を深め、援助や支援が必要と判断された際は、積極的に協働する。



※要保護児童対策地域協議会の調整機関は子ども家庭支援センター

第3章 施設整備

1 開設場所及び規模等

開設場所は、区役所関係各課及び警察との迅速な連携が欠かせないことから、現在の杉並子ども家庭支援センター移転後の跡地（阿佐谷南一丁目14番8号）に、児童相談所を新たに建設する。

○開設時期：令和8年11月

○整備スケジュール

令和5年 2月～ 施設基本・実施設計

6年 6月～ 既存施設解体工事

11月～ 建設工事

8年11月 区立児童相談所開設

※一時保護施設については、施設の性質上、開設場所は非公表とするが、区立児童相談所と同時期に開設する。

○敷地概要

敷地面積：969.41㎡

用途地域：商業地域

建ぺい率／容積率：80％／500％（許容452％（※））

※ただし、東京都建築安全条例により3,000㎡又は15m以下。

○施設規模等

延床面積：2994.94㎡

階数：地上6階、地下1階



2 児童相談所

（1）整備の考え方

- ・単独施設とし、国の「児童相談所運営指針」に定める必要な諸室の確保に努める。
- ・子どもや保護者が安心して相談できるよう、動線やセキュリティーの確保に配慮した施設とする。
- ・放課後等の面接の重なる時間帯や、緊急の対応、また今後の相談件数の増加等に対応できるよう、面接室、相談室の数を最大限確保する。
- ・相談室や面接室は、子どもへの圧迫感なく、また落ち着ける広さを確保する。
- ・虐待を受けた子どもが、被害状況について重複した面接を受けることがないように、児童相談所職員や警察・検察等の関係者が同時に被害確認を行える設備を整えた、司法面接室を確保する。
- ・援助方針会議等、組織的意思決定を行う大人数の会議が可能な会議室や、担当地域ごとに受理案件の検討等を行うブロック会議等が、適時に開催できる会議室を確保する。
- ・令和6年度施行の児童福祉法改正により、児童相談所の業務として位置づけられる親子再統合支援事業の実施や、里親支援センターの設置を踏まえたものとする。
- ・今後の、児童虐待対応件数の増加による、児童福祉司、児童心理司等の人員の増配置に対応できるよう事務室の面積を確保する。

<児童相談所における主な設備等>

利用者向け	職員向け
○待合室② ○授乳室 ○面接室⑧ ○司法面接室 ○家族療法室 ○医務室 ○心理相談室③ ○司法観察室 ○プレイルーム	○事務室 ○男女更衣室 ○職員休憩室 ○会議室（パーテーションによる区分け可） ○里親事業委託法人事務室 ○文書書庫 ○物品倉庫 ○備蓄倉庫 ○機械室 ○駐輪場

3 一時保護施設

（1）定員の考え方

一時保護施設の定員は、都が設置する杉並児童相談所で一時保護をした杉並区の児童の数を基礎数値とし、一時保護対象児童の伸び率を乗じた推計値と、区内の児童養護施設等での受け入れ可能人数を勘案し、必要時に子どもを保護できる数とする。なお、定員は以下のとおり。

	幼児	学齢男子	学齢女子	合計
定員	4人	6人	6人	16人

（2）整備の考え方等

- ・令和六年内閣府令第二十七号「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」および同基準を具体化した「一時保護ガイドライン」に基づき、子どもが安全安心に過ごすことのできる環境づくりに配慮し、基準第15条第一項十号を踏まえ、居室、トイレ、浴室は個室を基本とする。
- ・学齢男子と学齢女子の居住スペースは、区画を別に整備し、必要により相互の行き来を可としたり不可としたり柔軟に対応できる構造とする。
- ・幼児の居住スペースは、学齢児と別フロアーに整備する。
- ・学齢期児には学習支援、未就学児には保育を十分に行える環境を整える。
- ・閉鎖空間におけるストレスの緩和等のため、スポーツ活動や体を動かすことが可能な体育室を確保する。
- ・入所時のアセスメントや入所後の面談時などに、子どもへの説明や意見の聴取が十分にできるよう専用の面接室を確保する。
- ・子どもの心身の変調や感染症の発生に適切に対応できるよう、居住スペースとは別に静養室を確保する。

<一時保護施設における主な設備等>

施設入所者向け	職員向け
<全施設入所者向け設備> ○調理室/食堂 ○面接室③ ○医務室 ○体育室 ○洗濯室 ○リネン庫 ○衣類保管庫 ○インテーク室 <学齢期児童向け設備> ○居室⑫ ○静養室③ ○浴室・脱衣室（個室UB）④ ○学習室② ○学習準備室 <就学前児童向け設備> ○居室 ○幼児ラウンジ ○静養室① ○幼児用風呂 ○幼児外遊びスペース（バルコニー）	○事務室 ○男女更衣室 ○職員休憩室③ ○入所時所持品保管庫 ○警備員室 ○用務員室 ○倉庫 ○廃棄物保管庫

第4章 人材確保、育成と組織体制

1 配置人員

児童福祉法、同法施行令、同法施行規則及び児童相談所運営指針に基づき、児童相談所の業務遂行のため、その規模に応じた職員が必要となる。

（1）児童相談所

児童福祉司、児童心理司の職員配置計画は、令和6年8月現在、下表のとおりである。これは、児童相談所運営指針に定める配置基準を基本とし、その他の職員については、平成25年度に特別区長会が策定した「特別区児童相談所移管モデル」を参考にしている。

また、令和6年4月施行の改正児童福祉法により義務となった子どもの意見聴取等の支援措置の適切な実施、児童自立生活援助事業の対象拡大、令和7年6月から開始となる一時保護時の司法審査に係る業務等その他、既に児童相談所を開設している他区の状況を参考にしている。

《配置計画》 ※令和7年9月時点

職種等	人数
児童相談所長	1
児童相談運営課長	1
児童相談支援担当課長	1
児童法務担当課長	1
児童福祉司(うちスーパーバイザー)	36(6)
児童心理司(うちスーパーバイザー)	20(3)
保健師	3
事務	11
医師、警察OB等(非常勤職員)	8
合 計	83

《参考》児童相談所運営指針による主な職員の配置基準

- ・児童福祉司…管轄区域の人口3万人に1人以上配置することとし、人口一人あたりの児童虐待対応件数が全国平均より多い場合はこれに上乗せを行う。
- ・児童心理司…児童福祉司2人につき1人以上配置することを標準とする。なお、必要に応じこの標準を超えて配置することが望ましい。
- ・里親養育支援児童福祉司は各児童相談所に1名を配置する事が標準。
- ・各児童相談所に医師、保健師を各1人以上配置する。
- ・常時弁護士による助言又は指導が受けられるようにすること。

《児童福祉法及び児童福祉法施行令に基づく児童福祉司配置人数の算定》

※令和6年8月時点

	計算式	人数
①人口算定	児童相談所管轄地域人口（公表された最近の国勢調査結果） ÷ 3 万人（端数切り上げ） → 591,108 人 ÷ 30,000 人	20
②虐待対応件数 上乗せ分	（都立杉並児童相談所虐待対応件数 - 人口 × 虐待相談対応発生率の全国平均）／児童福祉司 1 人当たりケース数平均（40） （端数切り上げ） → （986（R5 速報値）- 591,108 × 0.1%）/ 40	10
③里親養育支援分		1
④法改正等対応分		5
合 計		36

（2）一時保護施設

《配置計画》 ※令和7年9月時点

職種等	人数
一時保護課長	1
児童指導員・保育士	31
心理療法担当職員	2
看護師	3
事務	3
夜間指導員（非常勤職員）	15
学習指導員等（非常勤職員）	7
合 計	62

《児童指導員・保育士の配置人数の考え方》

- ① 1 日当たり 17 人（夜勤 3、早番 3、日勤 5、遅番 3、夜勤入り 3）
- ② 年間必要なべ人数 = 365 日 × 17 人 = 6,205 人
- ③ 一人の職員が一時保護施設で勤務できる日数 = 200 日（a-b）
 $a = 365 \text{ 日} - (\text{週休 } 104 \text{ 日} + \text{祝日休・代休 } 15 \text{ 日} + \text{年末年始 } 6 \text{ 日} + \text{有給休暇 } 20 \text{ 日} + \text{夏休 } 5 \text{ 日}) = 215 \text{ 日}$
 $b = \text{研修参加日数 } 10 \text{ 日} + \text{施設外対応日数 } 5 \text{ 日} = 15 \text{ 日}$
- ④ $6,205 \text{ 人} / 200 \text{ 日} \div 31 \text{ 人}$

2 人材確保及び派遣研修による人材育成

区立児童相談所に配置する職員は、原則、子ども家庭支援センターで児童虐待に係る業務を経験した後に、他自治体の児童相談所へ派遣する。また、一時保護施設配置職員についても、同様とする。

児童相談所で事務に従事する職員についても、子ども家庭支援センターでケースワークを経験した後に、他自治体の児童相談所等へ派遣する。

児童相談所長や児童福祉司（S V）は、専門的な知識経験を有するとともに、即戦力となることが求められることから、児童相談所経験者採用、任期付き職員採用などにより確保を進めていく。

《福祉職等の配置計画及び派遣計画（令和6年8月現在）》

	3年4月	4年4月	5年4月	6年4月	7年4月	8年4月
配置（異動又は採用）	9人	19人	21人	34人	39人	26人
児相派遣人数 （新規派遣）	4人 （3）	7人 （4）	18人 （15）	25人 （15）	35人 （23）	41人 （27）
一時保護施設派遣	-	2人	2人	7人	14人	15人

※令和7、8年度の児相派遣人数には、都立杉並児童相談所からのケース引継ぎを行う派遣職員数も含む。

3 福祉職・心理職のジョブローテーションの検討

児童相談所の人材の確保及び設置を契機とした福祉職、心理職等の人材育成のため、福祉職等のジョブローテーションを検討し、児童、障害者、高齢者等、区の様々な分野の職場を経験した職員が、児童相談所・一時保護施設開設前から、配置希望を出し、子ども家庭支援センターにおける相談業務の経験や派遣研修に従事できるようにする。

児童相談所、一時保護施設職員を含め、福祉人材を育成、確保していくための福祉人材育成プラン等の作成について、今後人事課及び福祉職配置各課が共同して検討していく。

4 研修受講による人材育成

児童相談所開設後はもとより、開設前から、児童相談所配置予定職員及び子ども家庭支援センター職員が、特別区職員研修所、東京都、子どもの虹情報センター等が実施する専門研修を積極的に受けられるよう、受講を勧奨す

る。

区の地域特性を踏まえた適切な支援方針がたてられるよう、区の児童相談体制や地域の子ども子育て支援サービス、関係機関の役割の理解など、地域資源を把握できる区独自の研修の充実を図る。

特に、開設までの3か年（令和5～7年度）は、人材育成に集中的に取り組む期間とし、児童相談所開設当初から職員が十分な知識や技量を持って職務に当たることができるよう取り組んでいく。

5 OJT及びスーパーバイズ

児童福祉司、児童心理司及び一時保護施設職員は、日頃の相談援助業務を通じて、児童相談所長、児童福祉司SV及び児童心理司SVが実施するOJTにより、対応スキルの向上を図る。また、外部の有識者等の専門家によるスーパーバイズを、定期的に受けられる体制を構築する。

6 医師及び歯科医師の確保

子どもや保護者等への問診等による医学診断、個別カンファレンス等での事案にかかる児童相談所職員への医学的助言、一時保護施設へ入所する子どもの健康診断及び入所している子どもの健康状態をチェックするため、児童精神科、内科等の複数の医師及び歯科医師を確保する。

7 集団的、組織的な判断

児童相談所が受理した相談は、すべて児童相談所の責任において組織的に対応する。児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士、一時保護施設の職員等が、個別のケースごとに連携しながら、課題の解決を目指し、調査、診断援助を行う。

受理会議や、援助方針会議においては担当係が方針を提案し、所長を中心とする組織で検討し、援助を決定する。

援助方針策定の際に、関係機関による支援を調整し、在宅指導措置期間中又は終了に際して、区の子ども・子育て支援サービスの利用が必要な場合等は、子ども家庭支援センター職員も会議に参加するなど連携を図る。

8 組織体制

（1）基本的な考え方

児童虐待などの対応を組織的に判断し、迅速に対応できるようにするとともに、職員が安心して働くことのできる組織とする。

子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見や意向の把握が確

実にできる組織とする。

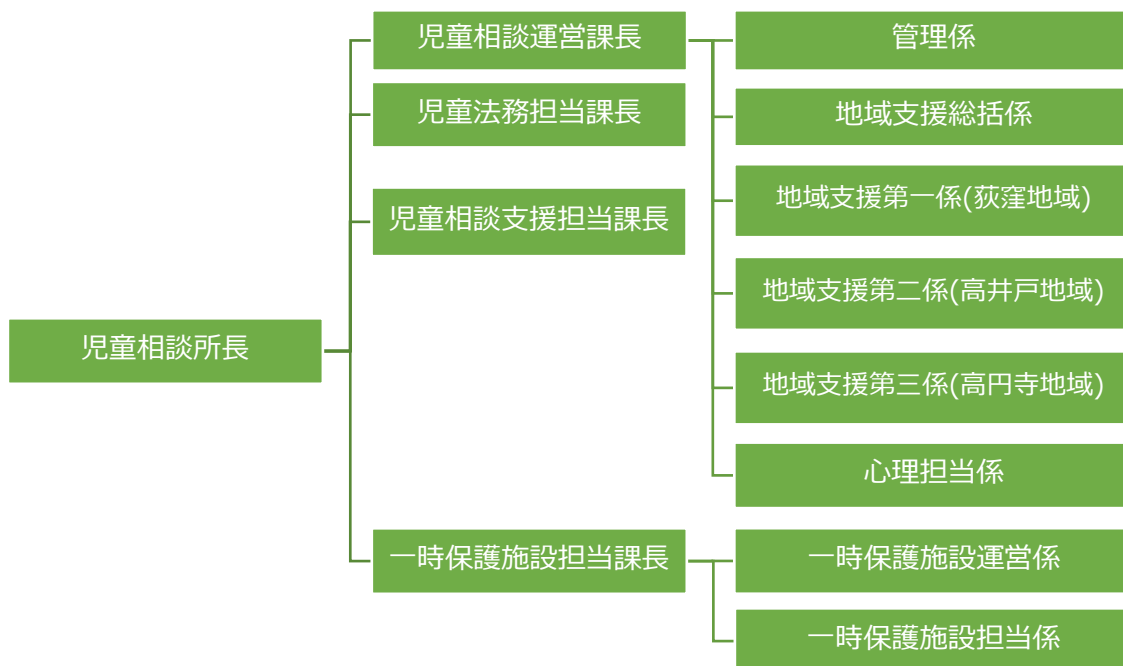
児童福祉法改正により導入される、一時保護開始の判断に関する司法審査やその他の法的措置などが迅速かつ適正に講じられる組織とする。

支援が必要な子どもが、支援の隙間に落ちることがないように、子ども家庭支援センター、保健センターとの連携が取りやすい組織とする。

（２）指揮命令にあたる職員の配置と階層

担当	職層	役割
児童相談所長	部長級	所内業務全体の統括
児童相談運営課長	課長級	組織、人事、財務管理等
児童法務担当課長	課長級	法務関連事務
児童相談支援担当課長	課長級	児童の支援に関する所長の職務補佐
一時保護施設担当課長	課長級	保護施設内の総括、一時保護施設入所調整等

（３）児童相談所・一時保護施設職員の役割分担



※地域支援第一、二、三係の管轄は子ども家庭センターと同様とする。

係	主な担当業務
管理係	・庶務的事項の総括 ・所内調整 ・庁内関係所管との調整 ・事業企画 ・施設維持管理 ・システム管理 ・統計 ・措置事務
地域支援総括係	・相談・指導部門の総括 ・ケース全体の進行管理 ・援助方針会議の主宰 ・社会的養護に関する事 ・親子支援に関する事 ・専門研修に関する事
地域支援第一係 (荻窪地域)	・管轄地域における虐待・養護・非行に関する事 ・性格行動、障害に関する事
地域支援第二係 (高井戸地域)	
地域支援第三係 (高円寺地域)	
児童心理担当	・療育手帳の判定に関する事 ・心理検査、観察、治療等に関する事
一時保護施設運営係	・一時保護施設の運営
一時保護施設担当係	・一時保護施設の児童の支援に関する事

第5章 相談の流れ

1 虐待通告への対応

（1）通告窓口

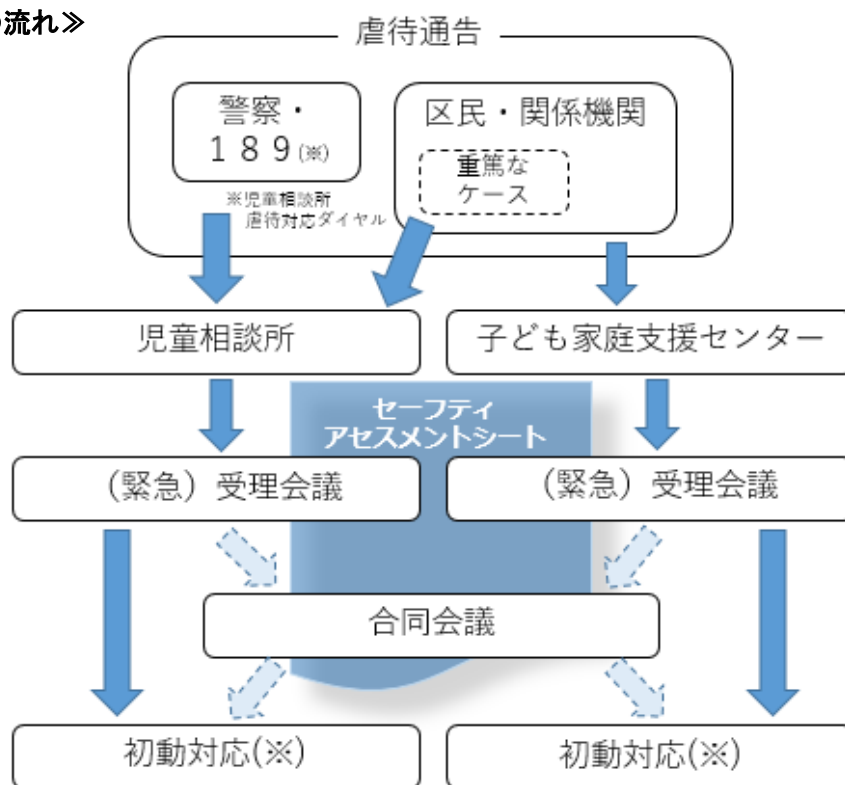
子ども家庭支援センターは、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての強みを活かし、これまで同様、関係機関を中心とした通告窓口とする。

児童相談所は、警察や重篤な虐待等との判断から、児童相談所を通告先として選択した区民等から虐待通告を受け付ける。

通告を受けた際は、子ども家庭支援センター及び児童相談所は、同じセーフティアセスメントシートを使い、ケースのリスクを判断する。また、リスクに応じた主担当の決定や、情報共有が必要な場合など、随時、合同会議を開催する。

なお、区民や地域の関係機関等が、迷わず通告できるよう、周知方法の工夫を図る。

《通告からの流れ》



※ケースにより合同で初動対応を行う場合もある

2 虐待通告以外の相談

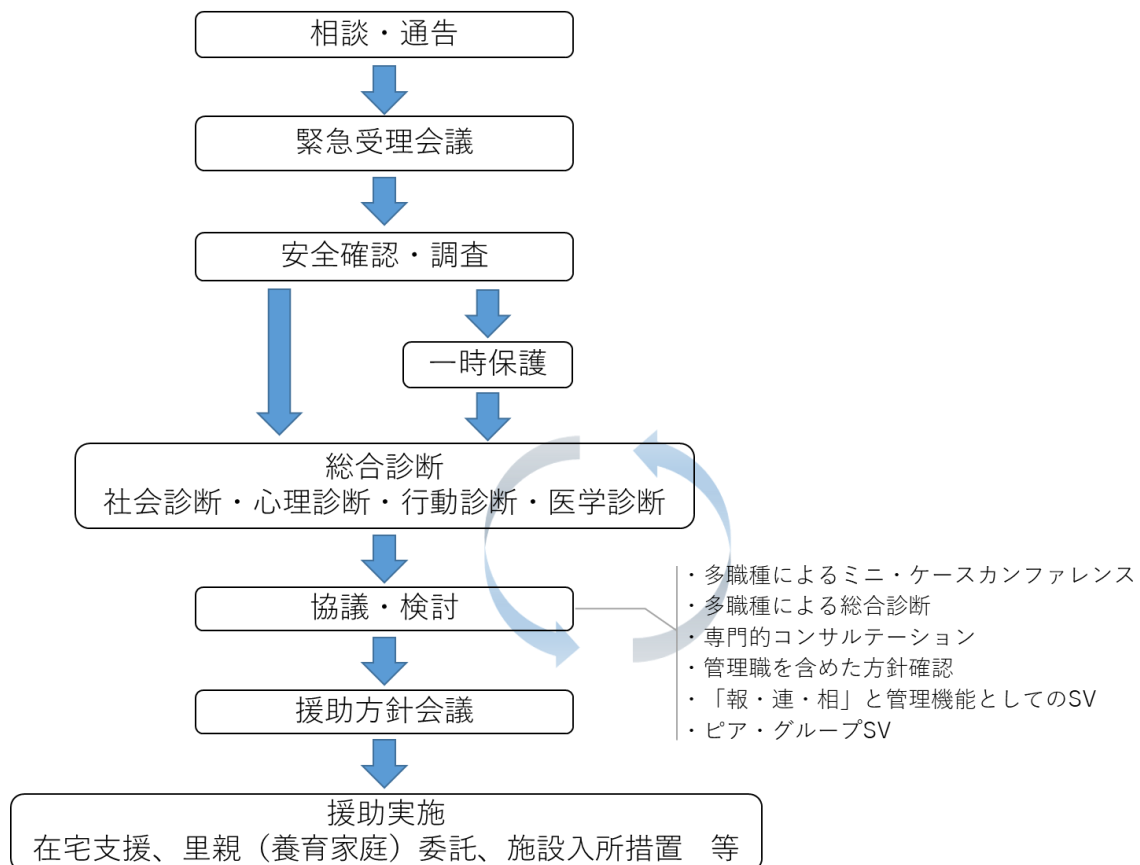
（1）非行相談

ぐ犯行為、触法行為に関する相談は児童相談所が受け付ける。

（２）育成相談、障害相談

これまで都立杉並児童相談所で受け付けてきた、育成相談、障害相談（愛の手帳の相談を含む）は児童相談所で受け付ける。なお、相談の内容が、区が実施するサービスや地域資源の利用に関することや、区の相談機関による支援が適切な事案は、それぞれの所管を案内する。

３ 相談援助の流れ



（１）通告の聞き取り・基本調査

通告・相談を受けた職員は、「受付票」とリスクアセスメントシートを作成する。また、過去の受理歴や該当児童の所属等について調査し、基本情報を整理する。

（２）受理会議・緊急受理会議

受理会議は実施曜日及び時間を決めて開催する。緊急受理会議は、対応に急を要する通告等の都度、メンバーを招集し開催する。

メンバーは、児童相談所長、児童相談支援担当課長を中心に、児童福祉司、児童心理司等の関係職員により開催する。一時保護の可能性のある場合

は、一時保護施設長、一時保護所の職員も参加する。

リスクアセスメントの結果、子ども家庭支援センターと主担当についての調整や情報共有する必要がある場合は、杉並子ども家庭支援センターの福祉、心理、保健師の係長と関係職員等、及び、通告児童が所在する地域型子ども家庭支援センターの福祉職の係長、地域担当職員と合同で開催する。

（３）安全確認・調査

安全確認は、原則、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、48 時間以内に行う。調査は、子どもや保護者等の状況等を知り、どのような援助が必要であるかを判断するために実施する。

（４）一時保護

第6章を参照

（５）総合診断

受け付けた相談については、児童福祉司等の調査に基づく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護所における行動診断等を基に総合診断を実施する。

（６）援助方針等の決定に向けたさまざまな会議

援助方針会議の前に、協議検討ができる次のような場を、SV や係長を中心に意識的につくっていく。

なお、児童相談所長、管理職を交えた協議は、日程調整の負担を軽減するとともに会議開催のハードルを低くするため、曜日時間帯をあらかじめ設定しておく。

会議名称（時間）	内容	参加職員（想定職種）
多職種によるミニ・ケースカンファレンス (15 分～60 分)	相談援助活動の中で困難な課題が発生している時や、円滑な支援のための対応の統一化が必要な時	児童福祉司、児童心理司、保健師、一時保護所職員、弁護士、SV、関係職種等
多職種による総合診断（判定会議） (15 分～60 分)	援助方針をたてるために、総合診断のすり合わせや職種間の支援の統一が必要な時	児童福祉司、児童心理司、保健師、一時保護所職員、SV、課長等

専門的コンサルテーション (15分程度)	特に高度な専門的分野について協議し助言を得る	弁護士、医師、児童福祉司、児童心理司等
方向性（方針）確認 (15分程度)	援助方針をたてる一歩手前の「方向性」、具体的手法の検討	児童相談所長、課長、SV、児童福祉司、児童心理司等関係職員
「報・連・相」と管理機能としてのスーパービジョン (15分程度)	SV、係長は適切な支援が行われるよう、適宜報告を求めケースの進行状況を把握し、助言する	児童福祉司、児童心理司、保健師、一時保護所職員、SV、係長

（7）援助方針会議

① 運営

児童相談所運営指針のとおり、援助方針会議は調査、診断、判定等の結果に基づき、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を確認する。

援助方針会議は、週に1回開催し、児童相談所長、各部門の課長、SV、ケースを担当する児童福祉司、児童心理司、必要に応じて一時保護所職員等が参加する。また、家庭復帰をするケースなど、子ども家庭支援センターと情報を共有する必要がある場合などは、子ども家庭支援センターの職員も参加する。

援助方針会議は、すべてのケースの援助についての検討、援助中のケースの終結、方針の変更等について検討・確認を行う。なお、全件検討においては、十分な協議を必要とするもの比較的軽易な検討とするもの等の目安を定め、効果的、効率的な会議の運営を行う。

② あり方

援助方針会議は、子どもや保護者にとって最も適切な援助方針を、多職種が連携し組織的に検討できるよう、次の考え方に基づき運営する。

- 援助方針会議は児童相談所としての支援の決定の場である。
- 援助方針会議は支援チームワークの要である。
- 援助方針会議は職員の助け合いの場である。
- 援助方針会議は職員一人ひとりの専門性を高める。
- 援助方針会議は心理的安全性が確保された場である。

上記のことを踏まえ、援助方針会議の座席は、所長・管理職対提案者の構図にならないよう工夫する。また参加者は職位に関係なく対等に議論できる進行に努める。

4 意見聴取等措置、意見表明等支援事業の実施

施設入所等の措置や一時保護の決定時等において、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ、様々な工夫をしながら、積極的に子どもの意見聴取を行っていく。また、子どもが意見表明をしやすい環境をつくるため、意見表明等支援事業を活用していく。

5 会議における心理的安全性

児童相談所（一時保護施設を含む）において、日ごろからの所内運営及び職員が発言する場であるすべての会議において、次のような心理的安全性を確保する。

- チーム内でミスをして非難されない
- チーム内では難しい問題や課題を互いに指摘し合える
- チームメンバーの中に、異質な個性を理由に挙げて他者を拒絶する人がいない
- チーム内でリスクの高い発言や行動を取っても安全だと感じられる
- ほかのメンバーに助けを求めることは難しくない
- チーム内の誰もが、他者を意図的に陥れるような行動をしない
- チームメンバーと働く際、自分のスキルの能力が尊重され、仕事に活かされていると感じられる。

6 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担

児童虐待対応について、児童相談所と子ども家庭支援センター・保健センターとの連携・協働・役割分担が適切に行えるよう、円滑な連絡・調整等の実施に向けたルール（「(仮称) 杉並ルール」）を、令和7年度中に策定する。

第6章 一時保護

※一時保護施設については、施設の性質上、開設場所は非公表とするが、区立児童相談所と同時期に開設する。

1 一時保護

（1）一時保護される子ども

一時保護は多くの場合、突然に、家庭や地域、在籍校等から切り離される形で行われる。また子どもは、先の見通しのないままに、見知らぬ環境や見知らぬ大人のもとでの生活を強いられることになる。

被虐待児の多くがその症状として、暴力的傾向や引きこもり傾向、発達の偏りなどがみられ、適切な職員の支援がない場面では、多くのトラブルが発生することが予測される。このため、こうした子どもたちに適切に対応できる支援体制とし、高い専門性を確保していく。

2 一時保護所の基本理念

（1）基本理念

児童相談所が支援の対象とする子どもには、さまざまな理由がある。児童相談所が虐待から子どもを守るということは、単に虐待者から切り離し、安全を確保することだけにはとどまらず、権利擁護としての子どもの育ちを保障などを行わなければならない。また、一時保護を契機として、子どもや養育者が主体的に権利擁護としての子どもの養育に取り組んでいくことを、支援しなければならない。このため一時保護施設は、子どもの育ちにも目を向け適切にアセスメントを行い、子どものストレングスを見出し、エンパワメントしていくことが必要である。

こうした支援内容は、子どもごとに異なり、真に子どものケアニーズをとらえなければならない、職員の高い専門性が求められる。

職員の専門性を高めるためには、子どもへのかかわりの基本的姿勢、学術的根拠に基づいた子ども理解、子どもへの具体的な支援技術、チームで実施していくためのチームワーク力、支援が適切に行われているか組織的に確認しながら併せてスーパービジョン（専門家や指導者から意見・助言・指導をもらうこと）などが求められる。

以上のことを基本的な子どもの支援と施設運営の基本理念とし、基本理念を実現させるために、一時保護施設の支援及び施設運営は、次の基本方針のもと実施する。

子ども一人ひとりの人権を尊重します。

- ・子どもの多様性（子ども自身や親の人種や国籍、L G B T、障がい等）に配慮し、ありのままを認めます。
- ・子どもは自分に関係のある事柄について、様々な手段で自由に意見を表すことができ、職員はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

安心・安全な場所を提供します。

- ・衣食住がしっかり提供され、医療、教育、生活への支援を受けることができ、年齢に応じた情緒的な関わりを大切にします。
- ・守秘義務を徹底し、生活の場面でもプライバシーに配慮しながら支援します。
- ・子どもも大人もあらゆる暴力、暴言から守られます。

育つ力を支えます。

- ・日々の活動や生活の中から、子どもの個性を理解し、自己肯定感、自己有用感を高めます。
- ・1人ひとりのレベルに応じた学習を用意し、学ぶ楽しさを味わえるよう支援します。
- ・遊びを通して、コミュニケーション能力を高めます。

地域社会との繋がりを大切にします。

- ・地域資源を活用しながら、様々な体験・経験ができる機会を作ります。
- ・施設内外の人と関わる中で、子ども自身が家庭のことを振り返り、生活の再構築ができるように支援します。
- ・里親や区内外の養護施設とも連携し、一時保護委託も含めながら、子どもたちを支援します。

（2）支援の考え方

「一時保護ガイドライン」で示された支援を踏まえたうえで、杉並区の一時保護施設の特徴として前述の基本理念を基本とする。一時保護の入退所、児童養護施設への入所等の際は、子どもが意見を表明する機会を常に確保するだけでなく、子どもは意見を聞かれる権利を持っていることを基本に支援を行う。

3 生活支援のあり方

（1）一時保護施設の生活の組み立て（日常生活の構造化）

一時保護施設の生活の組み立てについては、一時保護ガイドラインや、令和6年4月1日に施行された内閣府令「令和六年内閣府令第二十七号 一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づき作成する。なお、本府令に基づき令和8年11月1日施行とする「杉並区一時保護施設の設備及び運営に関する条例（仮称）」を制定する。

生活の組み立ては、生活の場であると同時に、成長発達を促進する教育の場でもある。また、保護される子どもの基本的なニーズとして、傷つきから回復する癒しの場でもある。こうしたことを踏まえ、集団支援と個別支援を適宜組み合わせた生活支援を行う。

一時保護施設での日常生活は、①時間の構造化、②空間の構造化、③手続きの構造化、を行い、見通しを立てやすくする。

一時保護施設の日課（現時点での案は以下のとおり）

時刻	幼児	学齢女子		学齢男子		時刻
		小学生	中高生	小学生	中高生	
7:00		起床、着替え、洗面、整容、検温				7:00
8:00		朝食				8:00
8:30		歯磨き、健康チェック、服薬等				8:30
8:40		読書				8:40
9:10	自由遊び (室内)	学習 1				9:10
9:55		休憩				9:55
10:05	保育活動 散歩等	学習 2				10:05
10:50		休憩				10:50
11:15		学習 3				11:15
12:00	昼食	昼食				12:00
12:30	午睡	昼休み				12:30
13:00		学習 4				13:30
13:45	午睡	休憩				13:45
13:55		学習 5				13:55

時刻	幼児	学齢女子		学齢男子		時刻
		小学生	中高生	小学生	中高生	
14:30	起床	学習 5				14:30
14:40	検温	片付け・終わりの会				14:40
15:00		おやつ				15:00
15:15		自由時間				15:15
16:30	入浴	入浴	自由時間	入浴	自由時間	16:30
17:00	自由遊び	自由時間		自由時間		17:00
18:00		夕食				18:00
18:45		歯磨き				18:45
19:00	自由遊び	自由時間	入浴	自由時間	入浴	19:00
19:30	就床準備	(20:00 まで に入浴)	自由時間 (21:00 まで に入浴)	(20:00 まで に入浴)	自由時間 (21:00 まで に入浴)	19:30
20:00	消灯/就寝					20:00
20:45		就床準備 (日記)		就床準備 (日記)		20:45
21:00		消灯/就寝		消灯/就寝		21:00
21:45			就床準備 (日記)		就床準備 (日記)	21:45
22:00			消灯/就寝		消灯/就寝	22:00

（２）一時保護された子どもの活動

ア 所内学習支援

入所時に子どもの学習到達度を把握し、また子どもの意見も尊重しながら個別的に学習計画を立てられるようにしていく。

また、子どもの状況に応じた学習支援を行うために、タブレット端末を活用した学習を検討する。

イ 通学支援

一時保護されたことにより、在籍校での学習の場に参加できないことが不利にならないよう、また学習を受ける権利を尊重するために、保護者による取り戻しの懸念のない子どもについては、子どもの意見も尊重して、登校支援を行う。

ウ 保育

子どもの発達段階に応じ、保育所保育指針を参考にした保育の実施を基本とするが、個々の実情を十分に考慮した保育を実施する。

エ スポーツ活動

一時保護中の生活実態をふまえ、心身の健康のためにスポーツ活動の場を積極的に作る。

オ 余暇・レクリエーション活動

休息や遊びも子どもの重要な権利であるとの理解と、一時保護施設が生活の場であることから、余暇の機会も積極的に作る。また、必要に応じて所外での余暇活動の場面も検討する。

カ 行事

閉鎖的生活環境で、先の見通しがつけづらい生活を余儀なくされるため、生活のアクセントとして、内容、頻度等を慎重に検討しながら、行事を実施していく。

キ 所外活動

公園、図書館、運動場、郷土博物館など地域社会資源を積極的に活用し、経験の幅を広げ育つ力を支えていく。

（４）行動診断

一時保護された子どもの支援を行うためには、的確な行動診断が欠かせない。このため、入所後一定期間後は全ケース観察会議を行う。また、観察会議は、一時保護施設の職員だけでなく、児童福祉司や児童心理司も参加できるようにし、複数の職員からの情報を統合することにより、質の高い行動診断を目指す。

また、定例の観察会議以外にも、子どもの状況やソーシャルワークの進展に応じたケースカンファレンスを適宜実施する。

こうして得られた情報を判定会議・援助方針会議に提出して、児童相談所としての援助方針に反映させていく。

４ 子どもの権利擁護

（１）職員の姿勢

職員が子どもの権利擁護者でなければならないことを十分に踏まえ、生活支援の中に、自然にフォーマルアドボカシーが行われるようにしていく。

（２）意見箱

意見箱を複数設置し、職員や他児の目を気にせず、匿名性が可能な状態で、子どもが投函できるようにしていく。

（３）子ども会議

定期的に子ども会議を開催する。子ども会議は、子ども自身が一時保護施設の運営や生活に関して、自ら意見を言う場、ほかの子どもの意見を聞く場、職員の意見を聞く場、とし、子どもの参画する権利を保障した取り組みとしていく。

（４） 意見聴取等措置

一時保護の開始時、解除時等の意見聴取措置において意見表明支援員を積極的に活用していく。

（５） 第三者評価と自己評価

一時保護施設はその質の向上のために、定期的に職員による自己評価と第三者評価を受けることが義務化された。杉並区の一時保護施設においては、施設の質の向上と子どもの権利擁護の二つの観点から、３年に１度の第三者評価と毎年の自己評価を実施していく。

５ 行動等の子どもの権利制限と所持物について

一時保護施設における子どもの所持品の持込みについては、子どもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合には禁止するが、子どもの意見も踏まえながら、定期的に当該ルールについて、合理的な理由があるかどうか、検証・見直しをしていく。

検証・見直しの際は、持ち込み禁止とした所持物に関しても、使用場所、管理方法など工夫することによって使用できるかどうかを検討し、持込みを禁止する私物の範囲が必要最小限のものとなるよう努めていく。

６ 相談場面への積極的関与

（１） 保護者面接への同席

児童相談所では通常、保護者面接は児童福祉司が行っている。一時保護された子どもの特徴や生活支援上の留意点などは、生活支援の専門職である一時保護施設職員が説明したほうが良い場合も少なくないため、一時保護施設職員も積極的に保護者面接に同席していく。

また、子どもが保護者と面接するにあたっては、強く緊張する場合や場面なども想定されることから、必要に応じて一時保護施設職員が保護者面接や関係機関面接に同席していく。

（２） 子どもの付き添い（支えとしての）としての面接同席

ソーシャルワークの展開の中で、時には、子どもは初対面でさまざまな立場の大人と面接しなければならない場面もある。子どもによっては、強い不安や緊張を感じ、面接自体に消極的になることなども考えられる。こうしたことから、一時保護中の子どもの面接には、必要に応じて、子どもの付き添いとして面接に同席する。

（３） 要保護児童対策地域協議会における個別事例検討会への出席

一時保護解除後、要保護児童対策地域協議会における個別事例検討会が行われる際には、必要に応じて積極的に参加する。

（４）措置先への橋渡しの役割

一時保護所から児童養護施設等へ措置されることとなった事例については、子どもの不安などに対する対処だけではなく、措置先でスムーズに生活が開始できるよう、措置先職員に対して子どもの具体的な特徴や一時保護中の支援でうまくいったこと、うまくいかなかったことなどを伝える。また、必要によって子どもの事前見学に同行するなどを行い、社会的養護におけるアドミッションケア（児童養護施設等に入所をする前後の支援）に協力する。

7 給食及び寝具リネン類

給食の提供は、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」通りに行うとともに、一時保護施設の特質を十分に理解し、臨機応変に対応できる給食業者に委託する。また、寝具リネン類はリースを検討する。

8 住環境整備としての庁舎管理

一時保護施設について、清掃委託を基本とするが、子どもの生活エリア内に業者が入ることのリスクを十分に検討した上で、その範囲を決定していく。

9 一時保護委託

子どもの状況や年齢に応じて、里親や乳児院、児童養護施設などの適切な一時保護委託先を選択できるようにする。

第7章 社会的養護

1 社会的養育推進計画

令和2年3月に、国の策定要領に基づき、都が策定した東京都社会的養育推進計画（計画期間令和2年度から11年度）の目標数値等を、当面の目標として、区立児童相談所設置後の里親委託等の取り組みを進める。区独自の計画の策定については、本方針・計画の最終更新までに決定する。

2 フォスタリング業務の実施体制

「新しい社会的養育ビジョン」では、社会的養護が必要なすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とされている。

里親委託の積極的な推進に向けて、フォスタリング業務（里親のリクルート及びアセスメント、登録前からの里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、里親養育への支援等）については、民間と協働し支援の強化を図ることが求められていることから、区の役割を明確にしたうえで、包括的に支援可能な社会福祉法人、NPO法人等の民間機関へ委託する。

なお、委託事業者については、公募型プロポーザル方式により選定を行うが、プロポーザルの実施に当たっては、里親及び児童養護施設等の関係機関からの意見を聴取する。

スケジュール（予定）

令和7年	8月～	公募開始
	11月～	事業者選定、庁内手続き
8年	4月～	契約締結、準備業務
	11月	業務開始

3 区内の社会的養護の施設との連携

区内にある児童養護施設5施設と乳児院2施設と定期的に連絡会を開催するなど連携を深め、子どもショートステイや要支援ショートステイ事業の委託、一時保護委託などについて協力体制を構築する。

児童福祉法の改正により自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化がなされるほか、社会的養護自立支援拠点の事業が制度に位置づけられる。こうしたことも踏まえ、児童養護施設や当事者の意見を聴取し、児童養護施設退所者について必要な支援を明確にする。

また、社会的養護自立支援拠点事業については、児童相談所の開設に合わ

せて実施できるよう、準備を進める。

スケジュール（予定）

令和7年	8月～	公募開始
11月～		事業者選定、庁内手続き
8年	4月～	契約締結、準備業務
11月		業務開始

第8章 児童相談システム

児童相談所開設により、ケースワーク業務に加え、子どもの一時保護や里親委託、施設入所などの事務を新たに行うこととなるため、効率的な事務処理と適切な個人情報管理を行うための、「児童相談システム」を導入する。

また、子ども家庭支援センターは、児童相談所との情報連携、連絡・調整事務を効率的に行うため、新たに導入する「児童相談システム」を、児童相談所とともに利用する。

児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センターで利用するシステムは、ケースワークの中で行う面談、訪問、会議（外出先含む）等における記録等の事務作業の軽減を図るとともに、システムの活用による現場対応の後方支援が行えるようにしていく。

スケジュール（予定）

- 令和6年度～ 子ども家庭支援センター及び保健センターでの利用開始に向けた準備
- 7年4月～ 子ども家庭支援センター及び保健センターでの利用
基幹業務システムとの情報連携に向けた構築作業
- 8年1月～ 基幹業務システムとの情報連携
- 2月～ 都立杉並児相からの個人情報データ移行作業
運用テスト及び操作研修
- 11月～ 区立児童相談所及び一時保護施設での利用

第9章 施設運営

1 児童相談所の開設時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

※上記以外の時間は夜間休日対応

2 一時保護施設の開設時間

365日 24時間

3 夜間休日の対応

（1）電話対応

- ・夜間、休日の電話による相談、通告（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」からの入電を含む）、連絡の対応については、民間事業者へ委託する。
- ・通告等の内容により、職員による即時対応が必要な案件については、輪番制の緊急対応体制を構築する。
- ・なお、職員の負担軽減を図るため、緊急案件の情報は、複数の職員で共有できる仕組みを検討する。
- ・また、夜間、休日における警察からの身柄付通告については、緊急対応体制により受け付けた後、一時保護課長、一時保護施設職員と調整を図る。

（2）一時保護施設

他の区立児童相談所の対応を参考に、夜勤には、常勤のほか夜間指導員（会計年度任用職員）による対応を検討する。

第10章 児童相談所設置に伴い移管される事務について

令和5年度から、児童相談所設置に関する検討委員会の作業部会「児童相談所設置市の事務に関する作業部会」で具体的な検討を進める。

主な検討項目及び期間（予定）は以下のとおり。

令和6年10月頃まで	各業務内容、業務量及び必要経費の精査 組織体制及び配置職員数の検討 事務開始後の課題精査 都からの引継ぎ方法の検討
令和7年度中	関係条例等の整備 事務マニュアルの内容確認・検討

児童相談所設置市の事務の一覧及びその事務事業の概要と所管

【児童相談所を設置する市について（抜粋）】児童相談所を設置する市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とするときの家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うとしている事務と同様のものである。

	事務名称	概要	所管課（予定）
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	児童、妊産婦・知的障害者の福祉に関する事項等を審議調査する児童福祉審議会の設置・運営を行う。	子ども家庭部管理課 児童相談所 保育課
2	里親に関する事務	里親の認定。里親の普及啓発、情報提供、研修。養育里親の名簿の作成。里親の選定および里親と児童間の調整。里親への指示、報告聴取等	児童相談所
3	児童委員に関する事務	児童委員に対し、指揮監督、研修を実施する。	保健福祉部管理課
4	指定療育機関に関する事務	結核罹患者の医療に係る療育の給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定、指導、勧告等を行う。	杉並保健所保健予防課
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病に罹患している児童の保護者への医療費の支給、医療機関の指定等を行う。小児慢性特定疾病審査会の設置。	杉並保健所保健サービス課

6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費のほか、障害児施設医療費の支給を行う。	障害者施策課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立援助事業の届出に関すること、同事業に係る検査等を行う。	子ども家庭部管理課 児童相談所
8	児童福祉施設に関する事務	児童福祉法第七条に規定する助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、乳児院等児童福祉施設の設置認可等を行う。	子ども家庭部管理課 児童相談所 児童青少年課 保育課 障害者施策課 杉並福祉事務所
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設に対する指導監督（報告の徴収、立入調査、設置届出の受理等）等を行う。	保育課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出に関すること、同事業に係る検査等を行う。	子ども家庭部管理課 児童相談所
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業等の届出に関すること、同事業に係る検査等を行う。	障害者施策課
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出に関すること、同事業に係る検査等を行う。	地域子育て支援課 保育課
13	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成等を行う。	障害者施策課
14	療育手帳に係る判定事務	知的障害児・者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、18歳未満の知的障害と判定された者に対して手帳の交付を行う。	児童相談所 障害者施策課
15	民間あっせん機関による養子縁組の許可に関する事務	養子縁組のあっせんを行う民間の機関についての許可、養子縁組のあっせんに係る相談支援等を行う。	児童相談所
16	情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表	指定障害児通所支援事業者等が指定通所支援等の提供を開始する場合に行われる報告に関する調査等を行う。	障害者施策課

1～12・16 児童福祉法 3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 14 東京都愛の手帳交付要綱 15 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

第11章 その他

1 関係機関等からの意見聴取

- ・杉並区児童相談所設置運営計画の策定に当たっては、以下のとおり意見聴取を行った。また、今後の本計画の更新においても、同様に意見聴取を行う。
- ・児童相談行政の強化には、関係機関による子どもの見守りや地域支援が欠かせないことや、通告窓口等、区民に直接的に影響することも多くあることから、要保護児童対策地域協議会や区内の児童養護施設・乳児院等から意見を聴取する。
- ・児童相談所の業務は、医学的観点や家庭裁判所との関係、司法関与など、現在、区が実施していない専門性の高い業務もあることから、外部有識者からの意見を聴取する。

2 近隣住民との合意形成

- ・近隣住民へは、設置時期の周知に加え、具体的な運営等について決定した段階で情報提供を行うなどにより、児童相談所設置への理解の醸成を図り、子どもが安心して支援を求めることができ、また安全に過ごすことのできる児童相談所及び一時保護施設としていく。
- ・児童相談所及び一時保護施設は、性質上、地域に開かれた施設ではないため、外部の目が入りにくい。このため、第三者評価を受けるなどにより質の担保を図るとともに近隣住民が安心できる環境をつくっていく。

3 児童養護施設等措置費支払い事務

杉並区が児童養護施設等へ入所措置をした子どもに係る措置費の支払い事務は、令和6年4月1日に特別区の児童相談所設置区により設置された、共同処理組織「措置費共同経理課」で取り扱う。

4 子どもの権利擁護に係る環境整備

児童福祉審議会等を活用するなど、個別ケースに関する子どもの権利擁護に係る環境整備に取り組む。

5 東京都からのケース引継ぎ等

- ・ケースの引継ぎに当たっては、子どもとその家庭に影響が生じることの無いよう、十分な人的体制と期間を確保するとともに、施設入所や在宅等の状況を踏まえた適切なタイミングで、実施していく。
- ・家庭への訪問や施設入所、里親家庭で暮らしている子どもへの訪問、面接等に、区職員が同行するなど、都と区が共同で支援を行い、子どもと家庭

との信頼関係を築いていく。

- ・現在の東京都杉並児童相談所については、東京都策定の「多摩地域児童相談所配置計画」により再編される予定であるが、令和8年11月の区立児童相談所開設時に、利用者が混乱等をすることがないように、周知内容、方法等について、都区で十分に協議していく。